

番号	1.
項目	展示会の場所や展示期間の拡大し、市民が意見を寄せられるようにすること。教科書採択に関する会議の日程を市民に広く知らせてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、保護者や学校協議会委員をはじめ、市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう教科書展示会を実施しております。大阪市立図書館・区役所・区民センター・区役所出張所を「教科書センター」という名称で展示会場にあて、市内29か所の教科書センターで、令和7年度使用教科書展示会を開催しております。市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的として、アンケートを設置しています。</p> <p>また、教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされています。大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、「選定委員会」という。）規則には、「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない」とあります。選定委員会の会議要旨及び採択に係る文書（選定委員会の答申等）につきましては、採択後、公表するよう努めてまいります。</p> <p>なお、教科書採択を行う際の教育委員会会議につきましては、公開で実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186

番号	2.
項目	教科書採択は公正に行われるよう、公開・傍聴を認め、 <u>市民の声を採択の資料に入れること。</u> また、傍聴スペースを広くとる、第二会場を設けるなど、希望者全員が傍聴できるようにしてください。オンライン会議の場合は、動画配信をおこなってください。
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>本市では、保護者や学校協議会委員をはじめ市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう教科書展示会を実施しております。教科書展示会では、市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的として、アンケートを設置しています。アンケートの集約結果並びに皆様からいただいたご意見やご感想につきましては、教科書採択にあたっての参考資料の一つとして、教育委員、選定委員にお伝えしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186

番号	2
項目	<p>教科書採択は公正に行われるよう、公開・傍聴を認め、市民の声を採択の資料に入れること。また、<u>傍聴スペースを広くとる、第二会場を設けるなど、希望者全員が傍聴できるようにしてください。オンライン会議の場合は、動画配信をおこなってください。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>教育委員会会議において、採択教科書を決定する議案の審議につきましては、会議を公開し、希望者の傍聴を認めております。教育委員会会議の傍聴者の定員については、大阪市教育委員会会議傍聴規則に基づき、傍聴者の定員を10人と定めておりますが、教育長が必要と認めた場合については、10人以上の傍聴を認めることがあります。</p> <p>令和3年度から市立中学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和2年第11回教育委員会会議では、当初定員を80人としていたところ、傍聴申込者が定員80人を超え89人でしたが、会場に収容可能な範囲で特別に傍聴席を追加して、傍聴希望者の全員を傍聴可能といたしました。</p> <p>また令和6年度から市立小学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和5年第12回教育委員会会議では、当初定員を100人としていたところ、傍聴申込者は33人でしたので、傍聴希望者全員の傍聴が可能でございました。</p> <p>採択教科書を決定する議案が上程される会議につきましては、市民の関心が高く、傍聴を希望される方も多く見込まれることから、今年度の会議におきましても、従前のおり、可能な限り傍聴希望者全員が傍聴できるような配慮をいたします。</p> <p>なお、会場の収容人数の関係上、希望者全員が会場内で傍聴をすることが難しい場合は、別室でも視聴できるようにするなど努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9014

番号	3.
項目	日本国憲法、子どもの権利条約の精神にもとづく教科書を採択してください。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択における調査の観点や選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、作成されております。日本国憲法や教育基本法、子どもの権利条約、大阪市教育振興基本計画などに則り、個人としての尊厳を重んじ、尊重するような配慮、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについての配慮が含まれるものと考えます。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186

番号	4.
項目	教科書採択にあたっては、現場の先生の声をかしてください。
<p>(回答)</p> <p>採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会が諮問し、選定委員会が調査、研究を経て作成した答申を参照し、採択を行います。</p> <p>選定委員会は、採択地区ごとに専門性の高い管理職及び教員で構成される専門調査会と、各学校の管理職及び教員で構成される学校調査会を設置しており、現場教員による調査の結果が選定委員会に報告されます。調査会等が作成する資料については、文部科学省の通知に則り、採択権者の責任が不明確になることのないよう留意しつつ、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186